

審 査 基 準

平成19年 8 月20日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 例	第17条第 8 項
処 分 の 概 要	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第17条第 8 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 7 条第 1 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	1 日
申 請 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	